

くみあいニュース

山口大学教職員組合（2018年11月27日）

第189号（2016年度・第20号）／電話：083-933-5034・メール：fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp

学部生への講義と大学院生への講義は同レベルで問題なし？ ～大学院手当支給基準「改正案」の改正理由は不可解～

山口大学は、7月3日の部局長会議に大学院生（特に修士課程）への講義等は「学部生への講義等と業務の複雑性、困難、責任の度合い等において差異がない」という、大学院生が聞けば耳を疑うような「大学院手当の課題」なるものを持ち出し、これを改善するとして大学院手当（俸給調整給）支給基準改正案を打ち出して以来、主として文系学部等の部局長・教員から様々な疑問・異論が出されてきました。そのため9月以降、部局長会議の度に手直された改正案が出されてきました。

この「改正案」は、要するに大学院生への講義等のみ担当教員への手当支給の調整率を引き下げるといふもので、博士課程は調整数2を調整数1へ引き下げ、修士課程は調整数1の支給を廃止するといふものでした。



～大学院講義担当教員の声～

* ひどい話ですね。大学院生を馬鹿にした話ですよ。学部生への講義と差異がないということは、特にそのための準備はやっていないし必要ないということでしょうか？そんな状態で主任指導になると、突然特別な負担があるって、おかしいじゃないですか。講義・演習・実験・実習とはまったく関係のない世界だとも言うのですかね？

* 学部生向け講義の一部を読み替えて修士向けの共通授業とするという長年行ってきた措置が、数年前に問題になり、手当が支給されているから、それはすべきでないということで、全く別のレベルの講義を組み立てるようにしました。それなのに、ここで、講義の負担はたいしたことないという理由で手当の支給を打ち切るとは、現場の教員の努力を無視した全くひどい仕打ちです

大学院手当支給基準改正案は 明らかな労働条件不利益変更 ～年間の損失額(概算)は教授 25万・ 准教授 21万・講師20万・助教 17万

これで得られた財源で「特別貢献手当(教育分野)」を新設し、①博士課程(前期課程を除く)の学生に対する主任指導を行った者を対象として、5万円を支給する②教育の活性化に対して顕著な貢献を行った者に5万円を支給する、等とされていますが、全体として大学院修士課程教育軽視・文系軽視の発想と言わざるを得ません。



手当の支給が廃止・引き下げされれば、例えば教授(大学教育職・教務職俸給表5級)の場合ですと、調整基本額が1万5千円で期末・勤勉手当基礎額に含まれており、年間4.45月となりますのでこれを加えますと15,000円×16.45月=246,750円、准教授(4級)は12,700円×16.45月=208,915円、講師(3級)は11,900円×16.45月=195,755円、助教(2級)は10,500円×16.45月=172,725円となります。それぞれ大幅減収、すなわち労働条件の明らかな不利益変更となります。

具体的には、主として文系部局等から反対の声が出されたために7月以降、9月・10月とそれぞれ部局長会議に内容を変更して提案され続け、最終的に11月6日の部局長会議に第4次案が出され、組合にも正式に内容説明があり、これから交渉という段階に入っています。



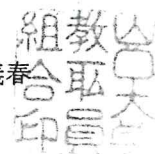
**組合は大学院手当支給基準改定案等に関する資料
提示を申し入れました(11/20, 2頁参照)**

2018年（平成30年）11月20日

山口大学長 岡 正朗 殿

山口大学教職員組合

執行委員長 鴨崎 義春



大学院手当（俸給調整額）支給基準及び特別貢献手当
支給基準改定案に関する資料提示についての申し入れ

大学院手当支給基準改正案について、7月6日の部局長会議に提示して以降、2回（9月・10月）の部局長会議及び個別の部局長などへの説明・意見聴取、各部局教授会等での「議論」を経て、11月6日の第170回部局長会議でさらに手直した改正案が示されていますが、その内容は結局のところ、講義などのみを担当する教員への手当を、修士課程担当については廃止し、博士課程についても1クォーター以上との条件つきで調整数を2から1へと半減させ、その財源をもとに主任指導等を行っているものへ新たに特別貢献手当を支給するとの骨格は変わらず、「修士課程学生への教育内容軽視・文系教育の軽視」と言わざるを得ないものとなっています。

7月3日付けの改正案で、「学部における講義等と大学院（特に修士課程）における講義等との間に、業務の複雑性、困難もしくは責任の度合、又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境等その他労働条件に差異があるとは認められない」と述べられていますが、修士課程学生への教育内容は学部生を対象とした講義等を基礎としつつも一定の水準を確保するための準備なしにはできないものであることに議論の余地はなく、到底、手当支給を廃止する合理的理由とはならないものと考えます。

つきましては、下記の資料を速やかに提示いただくよう求めます。

記

1. 現在支給されている大学院手当の、支給区分別・職名別・部局別の支給員数及び支給額
改正案による大学院手当の、支給区分別・職名別・部局別の支給員数及び支給額
2. 特別貢献手当支給基準の改正案実施によって新たに支給を想定している概算額

〔追 記〕山口大学におかれては、私どもの要求事項に関する資料提示要求に対して、時に「経営事項」「個人情報」等を理由に挙げて、その提示を拒否されることがありましたが、今回求めております資料は、今後行われる団体交渉の基本資料として必須であること、大学院手当支給を廃止される教員にとっては明らかな労働条件不利益変更該当していること、また、その提案理由として財源総枠の中での支給対象変更を挙げていること等からすれば、当然開示されるべきものと考えております。

万一、合理的な根拠なくこの提示を拒まれることがあった場合には、労働委員会提訴も辞さないと考えていることを申し添えておきます。